

静岡県公安委員会告示第1号

指定講習機関として指定した株式会社東部自動車学校から、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により特定講習の全部を休止する旨の申請を受け、これを許可したので、同規則第14条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年1月4日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

1 休止しようとする特定講習の種別

初心運転者講習

2 休止しようとする期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間